

## 第2回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和4年8月3日(水) 10:00~11:45
- 2 場所 福井春山合同庁舎 14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)  
労働者代表委員 3名(定数3名)  
使用者代表委員 3名(定数3名)

### 4 議題

- (1) 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- (2) 福井県最低賃金改正決定について
- (3) その他

### 5 議事要旨

#### 議題(1)について

事務局より、8月2日に中央最低賃金審議会・目安小委員会より答申がなされた、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、答申内容について、専門部会の委員に伝達を行った。

これに対し、労働者代表委員から、中央最低賃金審議会・目安小委員会での議論の状況について、使用者代表委員からは、目安額について、その額を下回った場合について説明を求められ、事務局として、それぞれ回答を行った。

#### 議題(2)について

労働者代表委員からは、福井県最低賃金について、昨年度同様、地域間格差の是正や諸外国の引上げ状況も踏まえ、また、全国加重平均額1,000円を目指す上で大幅な賃上げが必要と考えており、かつ、リビングウェイズに基づく福井県の時間額を確保する必要性を訴えるも、目安額について過去に類を見ない30円台の大幅な引上げ額について、一定の評価をしている旨の意見である。

使用者代表委員からは、独自の資料の提出があり、福井の現況から引上げ額は11円~12円と考えているとの主張があった。また、目安額の説明を受けたが、何ら30円の根拠が示されていないこと、確かにコロナ禍において、多少景気が持ち直しの兆しがあるが、過去最大の引上げ額は、中小企業の多い福井ではかなり厳しい額である旨の意見であった。

最低賃金額の 30 円の引上げはベースアップを実施することと同じで、倒産・廃業を防止する観点からの審議が必要であることが主張された。

また、目安金額にとらわれず目安金額を下回る額で検討することも必要との意見である。

議題（3）について

特になし。